（参考様式）

屋外広告物を設置しようとする場合には，予め条例による基準のほかに，次の許可基準も確認してください。

●青葉通広告物モデル地区内　広告物美観維持基準チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 広告物を表示又は設置する地区 | □ 仙台駅西口地区　□ 一番町周辺地区　□ 西公園周辺地区 |
| 申請の種類 | □ 許可(条例第34条第1項)　　□ 届出(条例第35条) |

（西公園周辺地区の項目は裏面です。また，「仙台市チェック」欄は何も記載しないでください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　項　目 | | | 計画内容  （計画の詳細を記入，又は該当する場合チェック） | 仙台市  チェック |
| 共通事項 | 集約化 | 集約化を図り，最低限必要な種類，面積，数量となるよう配慮する。 |  |  |
| 意匠・形態 | 写真やグラフィック，文字等をバランス良く配置し，すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。 |  |  |
| 壁面を利用する広告物は，建物と一体的なデザインとなるよう工夫する。 | □ 壁面広告物  → 工夫点（　　　　　　　　　　　　）  □ 壁面広告物以外 |  |
| 建物の低層部では，デザインや集合化などの工夫により，通りを歩く楽しさを演出する。 | □ 低層部に掲出  → 工夫点（　　　　　　　　　　　　）  □ 低層部以外に掲出 |  |
| 一つの建物・敷地に複数の広告物を掲出する場合は，できるかぎり色彩や形態，配置をそろえ，互いの調和に配慮する。 | □ 複数の広告物あり  → 工夫点（　　　　　　　　　　　　）  □ 複数の広告物なし |  |
| ３階以上（ペデストリアンデッキに面する部分は４階以上）の窓面に貼り付けて表示しない。 | □ 窓面表示 有り　→　（　　階）  □ 窓面表示 無し |  |
| 色彩 | 極端に鮮やかな色，蛍光色の利用は避ける。 |  |  |
| 広告幕  (ﾌﾗｯｸﾞ） | 街路灯に掲出するフラッグについては，街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし，地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。 | □ 広告幕  → 広告内容（　　　　　　　　　　　）  □ 広告幕以外 |  |
| 許可を受ける前に，杜の都の風土を育む景観条例に規定する景観まちづくり協議会として認定された「青葉通まちづくり協議会」の承認を受ける。 | □ 広告幕  　→まちづくり協議会の承認： □済  □ 広告幕以外 |  |
| 一番町周辺地区の基準（ □ ） | 掲出可能な  広告物 | 青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分（当該道路が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る）については，掲出できる広告物は自家用，管理用に限る。ただし，以下のいずれかに該当するものを除く。  ①バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので，街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの  ②まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で，期間を限定して掲出するもの  ③まちづくりや良好な景観形成に寄与するもので，市長の許可を受ける前に，杜の都の風土を育む景観条例に規定する景観まちづくり協議会として認定された「青葉通まちづくり協議会」の承認を受けたもの | □ 青葉通に面する部分に掲出  □ 青葉通に接続する道路に面する部分（一敷地の範囲に限る）に掲出  →広告物の種類：  □ 自家用又は 管理用  □ バス停上屋を利用  □ イベント等支援目的  □ まちづくり協議会承認  □ 上記以外の部分に掲出 |  |
| 屋上広告物 | 建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で，独立文字や建物との一体的なデザインとする。 | □ 屋上広告物  → □ スカイラインに沿う配置及び形態  → □ 一体的なデザイン  □ 屋上広告物以外 |  |
| 営業内容を 示す広告物 | 事業若しくは営業の内容を示す広告物は，２階以下の部分に集約化して設置する。 | □ 営業内容を示す広告物  → □ ２階以下への集約化  □ 営業内容を示す広告物以外 |  |
| 地上広告物 | 集合化して設置し，地盤面から最上端までの高さは10ｍ以下とする。 | □ 地上広告物  → 高さ（　　m）  □ 地上広告物以外  （裏面に続く→） |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　項　目  （屋外広告物の種類に関して，該当する場合チェック） | | | 計画内容  （該当する場合チェック，又は計画の詳細を記入） | 仙台市  チェック |
| 西公園周辺地区の基準（ □ ） | 掲出可能な  広告物 | 青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分（当該道路が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る）については，掲出できる広告物は自家用，管理用に限る。ただし，以下のいずれかに該当するものを除く。  ①バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので，街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの  　②まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で，期間を限定して掲出するもの | □ 青葉通に面する部分に掲出  □ 青葉通に接続する道路に面する部分（一敷地の範囲に限る）に掲出  →広告物の種類：  □ 自家用又は 管理用  □ バス停上屋を利用  □ イベント等支援目的  □ 上記以外の部分に掲出 |  |
| 意匠・形態 | 光に動きのあるネオンサイン，点滅を繰り返す 電照広告物を設置してはならない。 | □ 左記に掲げる広告物の設置 無し |  |
| 色彩 | 広告物の地色は建物の外壁の基調色に合わせるか，彩度を抑える。 |  |  |
| 屋上広告物 | 建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で，独立文字や建物との一体的なデザインとする。 | □ 屋上広告物  → □ スカイラインに沿う配置及び形態  → □ 一体的なデザイン  □ 屋上広告物以外 |  |
| 営業内容を 示す広告物 | 事業若しくは営業の内容を示す広告物は，２階以下の部分に集約化して設置する。 | □ 営業内容を示す広告物  → □ ２階以下への集約化  □ 営業内容を示す広告物以外 |  |
| 地上広告物 | 集合化して設置し，地盤面から最上端までの高さは10ｍ以下とする。（ただし，広告物景観地域「広瀬川周辺ゾーン」を除く。） | □ 地上広告物  → 高さ（　　m）  □ 地上広告物以外 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 広告物景観地域の基準確認 | | 申請の種類とゾーン区分のチェック | 仙台市  チェック |
| 広告物景観地域の  基準 | 広告物景観地域の各ゾーン区分に応じて定められている基準を満足している事を確認した。  （許可を要する場合のみ）  ※広瀬川周辺ゾーンにあっては，地上広告物の 高さは15ｍ以下となります。 | □ 許可を要する屋外広告物  →ゾーン区分：  □ 広瀬川周辺ゾーン  □ 都心ビジネスゾーン  □ 都心ビジネスゾーン・仙台駅周辺西口  □ 届出を要する屋外広告物 |  |

※（参考）青葉通に面する部分について，基準が適用される範囲に関する考え方

青葉通に接続する

道路に面する部分

（一敷地まで）

青葉通

基準が適用される面